

一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する要領

(制定 平成20年12月1日)
(改正 平成21年2月26日)
(改正 平成23年1月1日)
(改正 平成24年1月31日)
(改正 平成24年12月20日)
(改正 平成25年3月28日)
(改正 平成25年12月4日)
(改正 平成26年4月1日)
(改正 平成27年12月3日)
(改正 平成28年3月2日)
(改正 平成29年9月14日)
(改正 平成30年3月13日)

(総 則)

第1条 この要領は、一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する規則（以下「規則」という。）第10条に基づき、建設残土及び産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）処分事業の運営に関し必要な事項を定める。

（改正 平成25年3月28日/平成26年4月1日）

(処分の対象)

第2条 処分することができる産業廃棄物等は別表の受入基準に適合するものとする。

(処分依頼の手続)

第3条 規則第6条の処分依頼書の様式は、様式第1号とする。

2 前項の処分依頼書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物等性状表 (様式第2号)
- (2) 搬入計画書 (様式第3号)
- (3) 運搬方法等届出書 (様式第4号)
- (4) 分析証明書の写し（安定型廃棄物を除き、建設残土にあっては発生場所の土地履歴や搬入数量等から公社が必要と判断した場合に限る。）

公共機関又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた者が、処分を依頼しようとする産業廃棄物等の性状等について分析し、証明した書類であって、処分依頼前3月以内に発行されたもの。ただし、ダイオキシン類については、6月以内に発行されたものに限る。

- (5) 産業廃棄物処分業許可証の写し（依頼者が中間処理業者の場合に限る。）
- (6) 産業廃棄物を運搬する者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び許可行政機関に運搬車両番号の登録をした届出書等の写し（産業廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託する場合に限る。）
- (7) 運搬車両の自動車検査証の写し

（改正 平成29年9月14日）

(処分依頼の承諾)

第4条 処分依頼があった場合には、様式第5号により、事前に承諾し、その後、規則第7条の産業廃棄物等処分に関する委託契約を様式第6号により締結する。

2 公社は、前項の契約を締結するに当り、必要があると認めるときは、現地調査及び産業廃棄物等の見本の提出を求めることができる。

（改正 平成26年4月1日）

(継続依頼の手続及び承諾)

第4条の2 処分依頼の承諾期間は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、引き続き処分を希望する場合は、契約の継続の手続を行うものとする。

2 前項の手続は、第3条に示す方法により行わなければならない。

3 公社は、契約の継続を承諾するときは、依頼者に対し文書で通知するものとする。

（処分依頼の変更手続）

第4条の3 処分依頼の内容に変更がある場合は、処分依頼書（様式第1号）の変更依頼を提出しなければならない。

2 前項の変更依頼には、変更の内容により必要な書類を添付しなければならない。

3 ただし、運搬車両を追加する場合は、必要な書類を添付して運搬車両の追加登録届（様式第7号）を提出しなければならない。

（産業廃棄物等の搬入）

第5条 規則第7条の委託契約の締結後、産業廃棄物等を搬入するときは、搬入申込書（様式第8号）及び公社が発行した搬入カード（様式第9号）を提出するものとする。

2 公社は、産業廃棄物等の受入れに当たっては、当該産業廃棄物等の内容が委託契約した産業廃棄物等と一致していることを確認するものとする。

3 公社は、前項の規定による確認のため必要な範囲内で事情聴取をし、又は抜取検査をすることができるものとする。

4 公社は、産業廃棄物等を受入れたときは、受入書（様式第10号）を交付するものとする。

（改正 平成26年4月1日）

（処分量の算定）

第6条 廃棄物等の処分量は、公社の計量機により運搬車両の総重量及び空車重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。

処分量＝総重量－空車重量

2 処分料算定の基礎となる処分量は、前項の計算式に基づき廃棄物等の種類毎の処分量を毎月に集計したものとし、小数点以下第一位を四捨五入するものとする。ただし、集計したものが、0.5トン未満の場合は切上げるものとする。

（改正 平成28年3月2日）

（処分料の支払い）

第7条 月毎の処分料は、前条第2項の処分量に規則第9条第1項の処分料を乗じて得た金額とする。

2 公社は毎月10日までに前月分の処分料を排出事業者に通知し、排出事業者は当月25日（金融機関の休業日のときは、その翌営業日）までに公社が発行する納入通知書により支払うものとする。

ただし、自動口座振替利用の場合は、当月27日（金融機関の休業日のときは、その翌営業日）に自動引落しするものとする。

また、乙が必要と認める場合、車両1台毎に搬入の都度現金による支払いを甲に求めることができる。この場合において、前条第2項の処分量の算定方法及びこの条の処分料の支払い方法は、甲と乙が協議し別に定める。

（改正 平成24年1月31日/平成26年4月1日）

（緊急時の措置）

第8条 公社は、災害その他の不可抗力の事由のため公社の業務に支障が生じる場合は、搬入の停止等の緊急時の措置を取るものとする。

2 公社は、搬入の停止等の緊急時の措置については、産業廃棄物等を搬入しようとする者に情報提供するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（受入の停止及び拒否又は契約の解除等）

第9条 公社は、産業廃棄物等を搬入しようとする者が、第4条の2第2項に掲げる書類を期限までに提出しないときは、契約継続の意思がないものとして、次年度の契約期間の延長をしないことが

できるものとする。

- 2 公社は、産業廃棄物等を搬入しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物等の受入れを一定期間停止若しくは受入拒否し、又は契約を解除することができるものとする。
- (1) 契約に定める条項に違反したとき。
 - (2) 抜取検査及び展開検査の結果が、第2条に定める受入基準に適合しなかったとき。
 - (3) 処分事業の適正、安全かつ円滑な運営に関し、著しく不誠実であるとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、民事再生手続き、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、整理、民事再生手続き、会社更生手続きの開始申立若しくは破産申立を行ったとき。
 - (5) 監督行政庁より営業停止又は営業免許の取消処分を受けたとき。
 - (6) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき。
 - (7) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手に付き不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき。
 - (8) 財産状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

- 3 公社は、契約が解除された場合であっても、この契約に基づき引渡しを受けた廃棄物等の処分が完了していないときは、産業廃棄物等を搬入しようとする者と協議のうえ、当該廃棄物等を適正に処理しなければならない。

(受入再開及び再契約)

第10条 前条の規定により廃棄物等の受入れを一定期間停止若しくは受入拒否し、又は契約を解除した場合には、受入れの一定期間停止若しくは拒否、又は契約の解除に至った事由が解消され、再度同様の事由に至らないことが明らかにされた場合に限って、受入れの再開若しくは受入拒否の解除、又は再契約をすることができるものとする。この場合において、再開又は再契約の際、乙は甲に対し一定の条件を付すことができる。

(改正 平成24年1月31日)

附 則（平成20年12月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条（処分の手続）及び第4条（処分の承諾手続）の規定は、平成21年度分の手続きから適用する。

附 則（平成21年2月26日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別記様式第4号「産業廃棄物等処分に関する委託契約書」の公社住所の変更は平成21年3月1日から、また第3条（処分の手続）及び第4条（処分の承諾手続）の規定は平成21年度分の手続きから適用する。

附 則（平成22年1月22日）

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

ただし、第4条の2（年度更新依頼の手続）及び第4条の3（処分依頼の変更手続）の規定は、平成23年度分の手続から適用する。

附 則（平成24年1月31日）

この要領は、平成24年1月31日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則（平成24年12月20日）

この要領は、平成24年12月20日から施行し、平成25年度分の手続きから適用する。

附 則（平成25年3月28日）

この要領の改正は、一般財団法人広島県環境保全公社の設立登記の日から施行する。

附 則（平成25年12月4日）

この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日）

この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月14日）

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日）

この要領は、平成30年3月13日から施行する。

別表（第2条関係）

1 産業廃棄物等の種類別に次の基準に適合していること。

区分	種類	受入基準
産業廃棄物	建設残土 土砂等	1. シルト分、粘土分の混入率が重量比15%以下及び水分を多量に含まないこと。 2. 樹木の根等異物が除去されていること。 3. 最大径が30cm以下であること。 4. 廃棄物が付着していないこと。 5. 汚染された土砂等でないこと。
	汚泥	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 含水率が85%以下に脱水されていること。 4. N-ヘキサン抽出物質（油分）が、1%以下であること。 5. 無機性のものであること。 6. 悪臭を発散しないものであること。
	鉱さい	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 最大径が30cm以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてあること。
	燃え殻	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 熱しやすく減量10%以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてあること。
	ばいじん	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）	1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が30cm以下であること。 3. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 4. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。
	がれき類	1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が30cm以下であること。 3. 可燃物を除去してあること。 4. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 5. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。

2 次に掲げるいずれかのものが付着し又は封入されていないこと。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬

3 環境保全、埋立作業上に支障がないこと。

備考

- 1 「汚染された土砂等」とは、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条に基づく溶出量基準及び含有量基準並びに土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号及び平成11年環境庁告示第68号）（出島処分場にあっては、これに加え水底土砂の判定基準（昭和48年総理府令第6号））に適合しないものをいう。
- 2 「有害物質が判定基準以下のもの」とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（昭和48年総理府令第5号）に定める判定基準以下のものをいう。
- 3 水銀含有量の調査方法は「底質調査方法（平成24年環水大水発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）」による。

平成 年 月 日

一般財団法人広島県環境保全公社理事長 様

次のとおり、産業廃棄物等の処分を依頼します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 変更	搬入処分場	処分場	
排出事業者	フリガナ					
	名称					
	フリガナ					
	氏名	印				
	(法人にあっては、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印してください。)					
フリガナ						
住所	電話	FAX				
排出事業場	名称					
	所在地	電話	FAX			(従業員数)
						人
産業廃棄物等担当者職・氏名						
緊急時連絡先	電話					
	FAX					
	Eメール					
搬入期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
搬入廃棄物等	種類	ガラスくず	陶磁器くず	がれき類	建設残土	
	数量(t)					
	種類	鉱さい	燃え殻	ばいじん	汚泥(建設系)	汚泥(その他)
	数量(t)					
排出過程等の変更の有無		<input type="checkbox"/> 有 (廃棄物性状表(様式第2号)のとおり)			<input type="checkbox"/> 無	
空車重量計測方法	<input type="checkbox"/> 最初の搬入時のみ計測(年1回)			<input type="checkbox"/> 搬入の都度計測(毎回)		
運搬方法	<input type="checkbox"/> 自社		<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 併用		
支払方法	<input type="checkbox"/> 自動口座振替 (預金口座から引落)			<input type="checkbox"/> 納入通知書 (金融機関での振込)		
添付書類 <input type="checkbox"/> 廃棄物等性状表 <input type="checkbox"/> 搬入計画書 <input type="checkbox"/> 運搬方法届出書 <input type="checkbox"/> 分析証明書の写し(安定型を除く) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業許可証の写し(中間処理業者の場合) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(自社運搬を除く) <input type="checkbox"/> 行政機関に車両の登録をした届出書の写し(自社運搬を除く) <input type="checkbox"/> 運搬する車両の自動車検査証の写し						

受付印

【様式第2号】

産業廃棄物等性状表

排出事業者		排出事業場	
産業廃棄物等の種類		発生場所	
発生数量	t/年	発生状況	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 間欠() <input type="checkbox"/> 隨時()
形状(色調)		比重	
最大径	cm	pH	
含水率	%	熱しやすく減量	
有害物質チェック	<input type="checkbox"/> 有機溶剤系の含有の可能性 <input type="checkbox"/> 農薬系の含有の可能性 <input type="checkbox"/> ダイオキシン類の含有の可能性 <input type="checkbox"/> その他()		
搬入形態	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> 透明袋 <input type="checkbox"/> シート掛け <input type="checkbox"/> その他()		
廃棄物特性	品質のばらつき(有・無), 経時変化(有・無) <input type="checkbox"/> 水質汚濁物質 <input type="checkbox"/> 飛散性 <input type="checkbox"/> 臭気刺激性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 有害物質生成 <input type="checkbox"/> 毒性(急性) <input type="checkbox"/> 毒性(遅発性又は慢性) <input type="checkbox"/> 混合危険性 <input type="checkbox"/> 付着物() <input type="checkbox"/> その他留意する事項()		
製造工程・廃棄物等の排出工程の概要			
建設残土について 建設残土にあっては、発生場所の土地履歴等の状況及び有害物質を含む可能性の有無について □内に記載する	<p>(建設残土の場合:以下に記載しきれない場合は別様としてください)</p> <p>○土地履歴等の状況【市街地(住宅地、商用地、工業用地)、農用地、山林、その他】(いざれかに○をする) ⇒【具体的な土地利用状況:](住宅、畑、化学工場、ガソリンスタンドなど) ⇒上記土地履歴等から□汚染の可能性がないため 分析証明書の提出は必要ない(いざれかに□をする) □汚染の可能性があるため 分析証明書を提出します</p>		
備考			

【様式第3号】

搬入計画書

【様式第4号】

運搬方法等届出書

排出事業者		排出事業場	
-------	--	-------	--

1					2				
運搬業者名称				名称					
代表者職・氏名				代表者職・氏名					
許可番号				許可番号					
所在地	〒			所在地	〒				
連絡先				連絡先					
番号	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	番号	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)
1					1				
2					2				
3					3				
4					4				
5					5				
6					6				
7					7				
8					8				
9					9				
10					10				
11					11				
12					12				
13					13				
14					14				
15					15				
16					16				

注1) 運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

2) 新規に登録する車両については、自動車検査証の写しを添付してください。

3) 運搬を委託する業者の車両を新規登録する場合、行政機関に車両の登録をした届出書の写し等を添付してください。

搬入経路（処分先が出島処分場のみ記載してください。） (該当箇所に印をしてください。)	<input type="checkbox"/> 659号線	<input type="checkbox"/> 鷹野橋宇品線
	<input type="checkbox"/> 中広宇品線	<input type="checkbox"/> 臨港道路宇品臨港線

様

一般財団法人広島県環境保全公社 理事長
(〒730-0037 広島市中区中町8-18)

平成 年度産業廃棄物等の処分について（通知）

平成 年 月 日付で処分依頼のあったことについては、次のとおり承諾します。
については、契約を締結したいと思いますので、後日、送付する契約書に、御異存がなければ、押印のうえ、1通返送をお願いします。なお、搬入カードについては、押印された契約書が返送されました後、お送りしますので、搬入時には必ず持参してください。

排出事業場	名 称	
	所 在 地	
搬入承諾期間	平成 年 月 日～平成 年 3月 31 日	
搬入承諾廃棄物等の種類及び単価	種 類	処分単価(消費税及び地方消費税除く)
		円/t
		円/t
		円/t
留意事項	<p>1 一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する規則・要領、関係法令及び別紙「搬入時の注意事項」を遵守してください。</p> <p>2 廃棄物の種類・数量及び性状に変更がある場合は、事前に協議してください。</p>	

産業廃棄物等処分に関する委託基本契約書

(排出事業者) _____(以下「甲」という。)と、一般財団法人広島県環境保全公社(以下「乙」という。)は、
甲の事業場 _____から排出される産業廃棄物等の処分に関して、次のとおり契約を
締結する。

(法令の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 乙の定める一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する規則(以下「規則」という。)及び一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する要領(以下「要領」という。また、「規則」と「要領」をあわせて「規則等」という。)を遵守しなければならない。

3 乙は、前項の規則等に変更があったときは、速やかにその内容を甲に通知するものとする。

(委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

【処分に関する事業の範囲(以下、箕島処分場の場合の例示)】

許可都道府県・政令市： 福山市
 許可の有効期限： 平成30年3月31日
 事業区分： 埋立
 産業廃棄物等の種類： 燃え殻(判定基準に適合しないものを除く)
 汚泥(判定基準に適合しないものを除く)
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず(廃プラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く)
 鉱さい、がれき類、ばいじん(判定基準に適合しないものを除く)
 建設残土

許可の条件： なし
 許可番号： 09131004554

- 2 甲が乙に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、別に定める。
- 3 乙は、処分単価を別に定める。
- 4 乙は、甲から引渡しを受けた廃棄物等を次に掲げる産業廃棄物の処分場(以下「処分場」という。)において、適正に処分するものとする。

処理施設の種類	処理施設の所在地	処分方法	施設の処理能力
安定型・管理型最終処分場	福山市箕沖町107-1	埋立	安定型処分場 埋立面積：200,460m ² 埋立容量：581,334m ³
			管理型処分場 埋立面積：119,302m ² 埋立容量：685,975m ³

(許可証の写し等の提出)

第3条 甲が中間処理業者である場合は、甲の産業廃棄物処分業許可証の写しを乙に提出するものとする。

- 2 甲は、甲の排出する産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の運搬を収集運搬業者に委託する場合は、収集運搬業者の許可証の写し及び収集運搬業者が監督行政庁に運搬車両番号の登録をした届出書等の写しを乙に提出するものとする。
- 3 甲は、甲の排出する廃棄物等を処分場に搬入する車両について、あらかじめ乙による車両番号等の登録を受けなければならない。
- 4 甲及び乙は、許可事項(甲が運搬を委託する収集運搬業者を含む。)に変更があったときは、速やかに変更後の許可証の写しを相手方に提出するものとする。

5 乙は、この契約に係る許可証の写し等を本契約書に添付するものとする。

(処分量の算定)

第4条 甲が処分場に搬入した廃棄物等の処分量は、乙の計量機により総重量及び空車重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{処分量} = \text{総重量} - \text{空車重量}$$

2 処分料算定の基礎となる処分量は、前項の計算式に基づき廃棄物等の種類毎の処分量を毎月に集計したものとし、小数点以下のトン数の取扱いは、小数点以下第1位の値が5未満の場合は切り捨て、5以上の場合には切上げるものとする。(ただし、毎月の集計量が1トン未満の場合は全て切上げとする。)

(処分料、消費税等の支払い)

第5条 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分に係る料金を支払う。

(1) 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する処分料金は、第2条第3項にて定める単価及び第4条で算出される処分量に基づき算出する。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(2) 甲の委託する産業廃棄物の処分に係る料金についての消費税及び地方消費税は、甲の負担とする。

(3) 甲の委託する産業廃棄物の処分に係る広島県産業廃棄物埋立税は、甲の負担とする。

2 乙は、毎月10日までに、前月分の処分料を甲に通知し、甲は、当月25日(金融機関の休業日のときは、その翌営業日)までに乙が発行する納入通知書により支払わなければならない。

ただし、自動口座振替利用の場合は、当月27日(金融機関の休業日のときは、その翌営業日)に自動引落しするものとする。

また、乙が必要と認める場合、車両1台毎に搬入の都度現金による支払いを甲に求めることができる。この場合において、前条第2項の処分量の算定方法及びこの条の処分料の支払い方法は、甲と乙が協議し別に定める。

(甲の義務と責任)

第6条 甲は、処分場に乙が承諾した廃棄物等以外のものを搬入してはならない。

2 甲は、第3条第3項の登録車両番号以外の車両で搬入を行なってはならない。また、運搬に際しては、車両1台につき1種類の廃棄物等を積載するものとし、混載してはならない。ただし、乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 この契約の履行において、甲又は甲が運搬を委託した収集運搬業者が、乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。

4 甲は、委託する廃棄物等の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより、乙の業務に支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合には、乙は廃棄物等の受入れを拒否することができるほか、混入したことにより損害が生じたときは、甲にその損害額を請求できるものとする。

5 甲は、処分場への搬入に関しては、乙の指示に従わなければならない。

6 甲は、廃棄物等の運搬を収集運搬業者に委託するときは、甲の責任において厳正に監督し、この契約を遵守させなければならない。

7 甲は、乙が適正な処分を行うために実施する次に掲げる事項に協力しなければならない。

(1) 廃棄物等の保管状況等の状況把握のための事務所等への立入・検査等

(中間処理業者にあっては、排出事業者、排出事業者別の処理量、中間処理方法等に関する情報を含む。)

(2) 廃棄物等の適正処分を行なうために必要な次に示す情報の提供

① 形状、性状(成分、組成、臭気等)及び荷姿

② 通常の保管状況下での化学反応や揮発等に伴って起こる性状変化の有無

③ 他の廃棄物との混合等により生ずる危険性等の有無

④ その他取り扱う際に注意すべき事項

(3) 乙の処分場に搬入予定又は搬入された廃棄物の抜取検査、展開検査

(乙の義務と責任)

第7条 乙は、甲から委託された廃棄物等を処分場の受入から処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲が搬入した廃棄物等を適正に処分した証として、甲に「受入書」を発行するとともに、甲が提出した

「マニフェスト」に所要の事項を記入し、引渡すものとする。

- 3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲に説明等のうえ、搬入を一時停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲への影響が最小限になるよう努めるものとする。

(緊急時の措置)

第8条 乙は、災害その他の不可抗力の事由のため乙の業務に支障が生じ、搬入の停止等の緊急時の措置をとらなければならない場合、速やかに甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(報告)

第9条 甲は、この契約期間満了後も契約継続の意思があるときは、毎年2月末日までに、次年度の4月1日から翌年の3月31日までの廃棄物等搬入計画を、乙に書面をもって提出するものとする。

- 2 乙が定める受入基準で、有害物質が判定基準以下のものであること（建設残土にあっては汚染された土壤でないこと）とされている廃棄物等の埋立処分を乙に委託している場合にあっては、当該廃棄物等について、乙が指定した項目に係る公共機関又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた者が発行した分析証明書の写し（ダイオキシン類以外の項目については3か月以内に発行されたもの、ダイオキシン類については6か月以内に発行されたものに限る。）を前項の書面に添付し提出（建設残土にあっては、乙が必要と判断した場合に限る。）するものとする。

- 3 甲は前項に定める廃棄物等（建設残土を除く。）の処分量が年度当初から起算して1千トン毎に前項の分析証明書の写し（原則として、当該年度中において前回乙に分析証明書の写しを提出した日以降に分析されたもの）を乙に提出しなければならない。

- 4 前2項の規定にもかかわらず、年度中に搬入される廃棄物等の性状が著しく変化したと乙が判断した場合には、乙は甲に対して新たな分析証明書の写しの提出を求めることができる。

(契約の解除等)

第10条 乙は、甲が前条第1項の廃棄物等搬入計画を期限までに乙に提出しないときは、甲に契約継続の意思がないものとして、次年度の契約期間の延長をしないことができる。

- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

- 3 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物等の受入れを一時停止、拒否し、又はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める条項に違反したとき。
- (2) 別表1の違反の内容に該当するとき。
- (3) 第6条第7項第3号の抜取検査及び展開検査の結果が、別表2に定める受入基準に適合しなかつたとき。
- (4) 甲が処分事業の適正、安全かつ円滑な運営に関し、著しく不誠実であるとき。
- (5) 甲が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、民事再生手続き、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、整理、民事再生手続き、会社更生手続きの開始申立若しくは破産申立を行ったとき。
- (6) 甲が監督行政庁より営業停止又は営業免許の取消処分を受けたとき。
- (7) 甲が営業の廃止又は解散の決議をしたとき。
- (8) 甲が自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手に付き不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき。
- (9) その他甲の財産状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

- 4 甲及び乙は、この契約が解除された場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物等の処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物等を甲乙協議して適正に処理しなければならない。

(受入再開及び再契約)

第11条 乙は、前条第3項第2号及び第3号の規定により廃棄物等の受入れを拒否し、又は契約を解除した場合は、甲から受入れの拒否又は契約の解除に至った事由が解消され、及び再度同様の事由に至らないことが明らかにされた場合に限って、受入れの再開、又は再契約を実施するものとする。この場合において、再開又は再契約

の際、乙は甲に対し一定の条件を付すことができる。

(内容の変更)

第12条 甲は、契約した廃棄物等の種類、発生工程、性状及び予定処分量等を変更しようとするときは、乙の承認を得なければならない。

(契約書等の保存)

第13条 甲及び乙は、この契約書及び契約書に添付される書面並びにマニフェストを契約の終了後5年間保存するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

2 乙は前項の規定にかかわらず、第6条第7項第3号の抜取検査結果が別表2に定める受入基準に適合しなかつたため、第10条第3項の規定により廃棄物の受入れを拒否し、又はこの契約を解除した場合には、当該抜取検査結果及び受入れ拒否等の実施について、甲の監督行政庁への報告をすることができる。

また、第11条の規定により、受入れの再開又は再契約を実施する場合も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(契約期間)

第16条 この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。

ただし、第9条第1項に基づき申出があった場合には、同一条件で更新されたものとし、さらに1年（ただし、この契約期間中に埋立が終了する場合は終了する日まで）延長するものとし、以降も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙 広島市中区中町8番18号

一般財団法人広島県環境保全公社

理事長

印

別表1(第10条関係)

違反の内容		措置の内容
一 抜取検査による 受入基準超過	有害物質 ^(注1) の超過	受入停止 受入再開後 2 年以内に同一項目の超過 ^(注3) があった場合は契約を解除することができる。
	有害物質以外 ^(注2) の超過	受入停止 受入再開後 1 年以内に、同一項目の超過 ^(注3) があった場合は契約を解除することができる。
二 目視検査、展開検査による受入基準違反又は 公社が許可を受けた種類以外の産業廃棄物の 混入		受入基準に違反している廃棄物等の持ち帰り。(分別不可の場合は全量持ち帰り)
		持ち帰りの指示に従わない場合は、当該年度は 90 日間の受入停止とし、次年度の契約を更新しないことができる。
		受入再開後 1 年以内に同一内容の違反 ^(注4) （受入停止に該当する違反）があった場合は契約を解除することができる。
三 過積載 ^(注5)	超過率（注6）30%以 下	○初回の過積載は警告文を発出 ○搬入事業者が累積 2 回目以降の違反は受入停止（当該年度）
	超過率 30%超過	○搬入拒否
四 飛散防止措置の未実施（注7）		○初回は警告文の発出 ○2回目以降の違反は、確認日から 30 日間の受入停止
五 搬入車証の不携帯（注8） (搬入車証が確認できない場合を含む)		○初回は警告文の発出 ○2回目以降の違反は、確認日から 30 日間の受入停止
六 通行禁止道路の通過 (通行禁止道路の通行を通報され、その事 実が確認された場合)		○初回は警告文の発出 ○2回目以降の違反は、確認日から 30 日間の受入停止
七 路上待機		○初回は警告文の発出 ○2回目以降の違反は確認日から 30 日間の受入停止
八 マナー違反 ^(注9)		○初回は口頭等による注意 ○2回目の違反は警告文の発出 ○繰り返し違反を行い、複数の警告文の発出に至った場合には 30 日間の受入停止
九 人身事故等の発生		処分場内での人身事故や施設設備を損壊させた場合は契約を解除し、180 日間は再契約しない。
十 処分料金の滞納	納入期限までに処分料 金を納入しない場合	○督促状を 2 回発出し、入金が行われない場合には、入金が確認される日まで受入停止 ○受入停止後、督促状を発出し、それに応じず処分料金の入金が行われない場合には、民事訴訟の手続きを行う。 ○受入再開後 180 日間は搬入の際現金により処分料金を徴収する。 ○次年度の契約は更新しない。
	督促後、入金を行う行為 を繰り返し行う場合	○3回繰り返した場合には、契約を解除する。 ○次年度の契約は締結しない。

注1) 有害物質とは、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、シアノ化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-

トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類をいう。

注 2) 有害物質以外とは、含水率、N-ヘキサン抽出物質（油分）及び熱しやすく減量をいう。

注 3) 同一項目の超過とは、注 1 及び注 2 に示す各項目のうち同一の物質について基準を超過した場合をいう。（例：シアノ化合物が基準を超え、再開後シアノ化合物が基準を超えた場合が該当し、再開後水銀又はその化合物が基準を超えた場合は該当しない。）

注 4) 同一内容の違反とは、同一種類の産業廃棄物等について、当該種類別ごとに定める同一の受入基準に違反している場合をいう。（例：がれき類について最大径が 30cm 以上のがれき類が混入し、基準違反となつた場合、警告後がれき類について最大径が 30cm 以上のがれき類が混入している場合が該当し、がれき類に可燃物が混入している場合やガラスくずに最大径が 30cm 以上のガラスくずが混入している違反の場合は該当しない。）

注 5) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて廃棄物等を積載し運行する違法行為をいうが、本指針では、廃棄物等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という。）に記載されている最大積載量を超えている場合を過積載とする

注 6) 超過率とは、（計測重量－車両総重量）／最大積載量 × 100 で求めた数値である。

注 7) 出島処分場は、シート掛けによる搬入又は天蓋付き車両による搬入とする。（建設残土を搬入する場合及び産業廃棄物をフレキシブルコンテナバックに入れて搬入する場合はこの限りでない。）

注 8) 出島処分場のみ適用し、箕島処分場は当分の間適用しない。

注 9) その他マナー違反とは、次の事項をいう。

①カーステレオ等を大音量で使用し、近隣への迷惑となる行為を行ったとき

②車両整備又は車両の洗浄を行わないとき

③場内の速度規制を超過する等危険な運転を行ったとき

別表2(第10条関係)

産業廃棄物等の種類別に次の基準に適合していること。

区分	種類	受入基準
産業廃棄物	建設残土 土砂等	1. シルト分、粘土分の混入率が重量比15%以下及び水分を多量に含まないこと。 2. 樹木の根等異物が除去されていること。 3. 最大径が30cm以下であること。 4. 廃棄物が付着していないこと。 5. 汚染された土砂等でないこと。
	汚泥	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 含水率が85%以下に脱水されていること。 3. N-ヘキサン抽出物質（油分）が、1%以下であること。 5. 無機性のものであること。 6. 悪臭を発散しないものであること。
	鉱さい	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 最大径が30cm以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてであること。
	燃え殻	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 熱しやすく減量10%以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてであること。
	ばいじん	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）	1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が30cm以下であること。 3. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 4. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。
	がれき類	1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が30cm以下であること。 3. 可燃物を除去してであること。 4. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 5. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。

- 2 次に掲げるいづれかのものが付着し又は封入されていないこと。
 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
 (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬
 3 環境保全、埋立作業上に支障がないこと。

備考

- 「汚染された土砂等」とは、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条に基づく溶出量基準及び含有量基準並びに土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）（出島処分場にあっては、これに加え水底土砂の判定基準（昭和48年総理府令第6号））に適合しないものをいう。
- 「有害物質が判定基準以下のもの」とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（昭和48年総理府令第5号）に定める判定基準以下のものをいう。
- 水銀含有量の調査方法は「底質調査方法（平成24年環水大水発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）」による。

【様式第7号】

運搬車両の追加登録届

新たに運搬車両を追加する場合は、この様式に必要事項を記入し、添付書類と併せて
搬入希望日の前日の16時00分までにFAX又は郵送してください。
 (休日明けの営業日の搬入を希望する場合は、休日の前日の16時00分までにお願いします。)

注・運搬の委託業者を追加する場合は、処分依頼書により変更の手続きをしてください。
この様式では追加登録できませんので、ご注意ください。

送付先 一般財団法人広島県環境保全公社 業務企画課
 FAX (082)544-2362

搬入処分場名	<input type="checkbox"/> 箕島処分場	<input type="checkbox"/> 出島処分場
処分依頼者		
産業廃棄物等担当者		
連絡先	()	-
車両を追加登録する排出事業場名 (承諾番号)	(第 号)	
	(第 号)	
	(第 号)	

収集運搬業者名	<input type="checkbox"/> ①自社	<input type="checkbox"/> ②委託	運搬業者名 連絡先 () -					
区分	自動車登録番号			最大積載量(kg)	車両重量(kg)	車両総重量(kg)	備考	
②	広島	100	あ	○○○○	8,000	100,000	18,100	記載例

注1) 運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

注2) 新規に登録する車両については、自動車検査証の写しを添付してください。

注3) 運搬を委託する業者の車両を新規登録する場合、行政機関に車両の登録をした届出書の写し等を添付してください。

注4) 搬入車両が書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載してください。

搬入申込書

搬入日：平成 年 月 日

		承諾番号	第 号	
		処分場名	処分場	
排出事業者	所在 地	(〒)		
	名称・氏名	TEL : () -		
排出事業場 ・排出現場	排出場所	住所	(〒)	
		名称		
		責任者	職名 :	氏名 : (印)
TEL :	() -			
本日搬入予定 産業廃棄物等	汚泥・メッキ汚泥・燃え殻・鉱さい・ばいじん ガラスくず・陶磁器くず・コンリートくず・がれき類・建設残土			
運搬者 区分	自社・委託（委託業者名：）		自社・委託（委託業者名：）	
本日の 運搬	自動車登録番号	運転者氏名	自動車登録番号	運転者氏名
本日の計画延台数	延べ	台		

上記のとおり搬入します。

一般財団法人 広島県環境保全公社

管理事務所長 様

受付印

取扱者

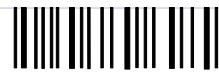
広環公

一般財団法人 広島県環境保全公社

承諾番号： 第 号

平成 年 月 日 承認

排出事業所名：



受入書

処分場

事業所名：

年月日

回数	廃棄物名	時刻	車両番号	総重量(t)	風袋重量(t)	積載重量(t)	運搬者（業者）名

上記のとおり受け入れました。

一般財団法人 広島県環境保全公社

理事長

取扱者

公印